

人権教育研修支援 実施要項（市町村教育委員会向け）

埼玉県教育局県立学校部人権教育課

1 目的及び支援内容

市町村教育委員会等が実施する人権教育研修の充実を図るため、当課職員を講師または指導助言者として派遣し、研修の実施を支援する。

2 支援方法

次のいずれかの方法により支援を行う。

- ・当課職員を研修会場へ派遣して実施する支援
- ・遠隔(オンライン)による支援

3 支援対象

- ・市町村教育委員会等が主催する人権教育研修 等
(※市町村立学校の学校単位での申し込みはできない。)

4 申込方法等

(1)仮予約

研修の概要および希望日時について、電話にて相談する。

【連絡先】 048-830-6892(埼玉県教育局県立学校部人権教育課)

(2)人権教育研修支援依頼申込書の提出

仮予約後、派遣希望日の2か月前までに、依頼申込書を電子メールで提出する。

【提出先】 a6890-03@pref.saitama.lg.jp

(3)研修支援決定(講師決定)の連絡

当課より、講師決定等の連絡を行う。

(4)講師派遣依頼文書の提出

様式は問わない。

5 留意事項

- ・依頼内容、実施方法、実施時期等によっては、希望に添えない場合がある。
- ・研修内容は「埼玉県人権教育実施方針」を踏まえたものとする。
- ・必要に応じて、配布資料の印刷を依頼する場合がある。
- ・原則として、休日の研修には派遣できない。
- ・本支援は、県内の市町村教育委員会に広く活用していただくため、原則として一団体につき1回限りの派遣とする。

※同一市町村教育委員会の2年連続の申込みは不可。